

## とよはし市民救命の駅標章交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器等を設置する等の要件を満たした市内の事業所等に対し、とよはし市民救命の駅標章（以下「救命の駅標章」という。）を交付するために必要な事項を定め、もって市民が不慮の事故又は急病により心肺停止になる等重篤な状態になった場合に、自動体外式除細動器等を活用することにより救命できる体制づくりを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動体外式除細動器等 自動体外式除細動器及び別表に掲げる応急手当用品
- (2) 事業所等 事業所又はその他の団体

### (交付の要件)

第3条 消防長は、次の各号に定める基準に適合すると認める事業所等に対し、この要綱を遵守履行することを条件に救命の駅標章を交付することができる。

- (1) 自動体外式除細動器及び概ね別表に掲げる応急手当用品を設置し、これらを常時使用できるように管理すること。
- (2) 従業員等に各種救命講習の修了証の交付を受けた者、応急手当普及員又は応急手当指導員として認定を受けた者（以下「救命講習修了者等」という。）がいること。
- (3) 事業所等の営業若しくは公開時間中において、自動体外式除細動器等を活用した心肺蘇生処置又は応急手当を速やかに実施できる体制であること。

### (交付の申請)

第4条 救命の駅標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、とよはし市民救命の駅標章交付申請書（様式第1）により消防長に申請するものとする。

### (標章の交付等)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、第3条に規定する基準について調査し、同基準に適合していると認めたときは、とよはし市民救命の駅標章交付証（様式第2）及び救命の駅標章（様式第3）（以下これらを「救命の駅標章等」という。）を申請した者に交付するものとし、同基準に適合していないと認めたときは、不交付決定通知書（様式第4）により申請した者に通知するものとする。

- 2 救命の駅標章の交付を受けた事業所等（以下「交付事業所等」という。）の代表者は、とよはし市民救命の駅標章等受領書（様式第5）を消防長に提出するものとする。
- 3 消防長は、救命の駅標章を交付した場合は、とよはし市民救命の駅標章交付台帳（様式第6）を作成し、保存するものとする。

### (標章の掲示)

第6条 交付事業所等は、交付された救命の駅標章を当該施設の出入口等の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(標章等の再交付)

第7条 救命の駅標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、とよはし市民救命の駅標章等再交付申請書(様式第7)により、消防長に再交付を申請することができる。

(交付の取消し等)

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を取り消すことができる。この場合において、消防長は、相手方に対し、当該取消しの理由を交付取消通知書(様式第8)により通知するものとする。

- (1) 交付事業所等が事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第3条に規定する基準が遵守されていないと認めたとき。
- (3) その他交付を継続することが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により交付を取り消された交付事業所等は、速やかに救命の駅標章等を消防長に返納しなければならない。

(届出)

第9条 交付事業所等の代表者は、第3条に規定する交付の要件を満たさなくなり救命の駅を廃止した場合、又は交付申請書の記載事項に変更があった場合は、遅滞なくその旨をとよはし市民救命の駅廃止(変更)に関する届出書(様式第9)により消防長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により救命の駅の廃止を届け出る場合に準用する。

(報告)

第10条 交付事業所等の代表者は、当該事業所等に設置している自動体外式除細動器等が使用された事案が発生した場合は、速やかにとよはし市民救命の駅使用事案発生報告書(様式第10)により消防長に報告しなければならない。

(事業所等の調査)

第11条 消防長は、必要があると認めるときは、交付事業所等に対し、この要綱に基づく履行状況について調査できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、別に消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

表

様式第 1 (第 4 条関係)

とよはし市民救命の駅標章交付申請書

		年 月 日
豊橋市消防長 様		
		申請者 住所 氏名 (電話 )
<p>とよはし市民救命の駅標章交付要綱第 4 条の規定に基づき、とよはし市民救命の駅標章の交付を希望しますので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
交付対象 事業所等	名称	
	所在地	(電話 )
希望標章交付数		枚
標章の掲示場所		
自動体外式除細動器等 設置場所		
自動体外式除細動器等の種類・数量		
バッテリー使用期限		年 月 日まで
パッド使用期限		年 月 日まで
営業時間又は公開時間		時 分 ~ 時 分
担当者	所属・氏名	
	連絡先	電話 (緊急時：電話 )
救命講習修了者等の状況		裏面による
備考		

- 注 1 事業所の付近見取図を添付すること。  
 2 自動体外式除細動器等設置場所及び標章掲示場所を明示した事業所の平面図を添付すること。  
 3 本様式にて所定記載事項欄が不足する場合は、当該部分を別に作成し添付すること。



とよはし市民救命の駅標章交付証

第 号  
年 月 日

様

豊橋市消防長



年 月 日付けでとよはし市民救命の駅標章交付要綱第4条の規定のより申請のあったとよはし市民救命の駅標章については、下記により交付します。

記

とよはし市民救命の駅標章 枚



- ・ 寸法 たて 297ミリ よこ 210ミリ
- ・ 地質 白色
- ・ ロゴマーク 赤文字、ハート赤色、稲妻黄色
- ・ 文字 青色（ただし、「AED」は黒色）

様式第4（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

豊橋市消防長



### 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けでとよはし市民救命の駅標章交付要綱第4条の規定により申請のありましたとよはし市民救命の駅標章の交付については、下記により交付しないことを決定しましたので、通知します。

#### 記

交付申請 対象事業所等	名 称	
	所在地	
不交付を決定した理由		

様式第5（第5条関係）

年 月 日

豊橋市消防長 様

受領者  
職・氏名

とよはし市民救命の駅標章等受領書

下記の事業所等に係るとよはし市民救命の駅標章等を受領しました。  
なお、今後は、とよはし市民救命の駅標章交付要綱に定められた諸規定を遵守します。

記

事業所等	名 称		
	所在地		
とよはし市民救命の駅標章 の交付年月日及び交付番号	年 月 日	第 号	
受領したものの 種類及び数量	とよはし市民救命の駅 標章交付証	とよはし市民救命の駅標章	
	1		



様式第6（第5条関係）

とよはし市民救命の駅標章交付台帳

交付年月日・番号		年 月 日 ・ 第 号
交付事業所等	所在地	
	名 称	(電話 )
交付事業所等代表者		
交付事業所等連絡先		
自動体外式除細動器 設置数		
自動体外式除細動器 設置場所		
応急手当用品 設置数		
応急手当用品 設置場所		
営業若しくは公開時間		時 分 ~ 時 分
標章交付数		
標章設置箇所		
救命講習修了者等の状況		
経過その他の事項		

様式第7（第7条関係）

とよはし市民救命の駅標章等再交付申請書

年 月 日	
豊橋市消防長 様	
届出者 住所 氏名 (電話 )	
<p>とよはし市民救命の駅標章交付要綱第7条の規定に基づき、とよはし市民救命の駅標章等の再交付を下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
交付事業所等	所在地
	名 称
交付年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
再交付を申請する書類・数量	<input type="checkbox"/> とよはし市民救命の駅標章交付証 <input type="checkbox"/> とよはし市民救命の駅標章 ( 枚) <small>※該当するものの□にチェック（レ印）を記すこと。</small>
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <small>※該当する理由の□にチェック（レ印）を記すこと。</small>
備 考	

第 号  
年 月 日

様

豊橋市消防長



交 付 取 消 通 知 書

下記の理由により、とよはし市民救命の駅標章の交付を継続することが不相当と認めるので、同標章の交付を取り消します。

現在、交付されているすべてのとよはし市民救命の駅標章及びとよはし市民救命の駅標章交付証を速やかに提出してください。

記

対象事業所等	名 称	
	所在地	
とよはし市民救命の駅標章の 交付年月日及び交付番号	年 月 日	第 号
理 由		

様式第9（第9条関係）

とよはし市民救命の駅廃止（変更）に関する届出書

年 月 日	
豊橋市消防長 様	
届出者 住所 氏名 (電話 )	
とよはし市民救命の駅標章交付要綱第9条の規定に基づき、とよはし市民救命の駅の 廃止（変更）について、下記のとおり届け出ます。 記	
交付事業所等	所在地
	名 称
交付年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
廃止（変更）の事由	<input type="checkbox"/> 自動体外式除細動器等の設置及び管理の要件（要綱第3条第1号関係） <input type="checkbox"/> 救命講習修了者等の要件（要綱第3条第2号関係） <input type="checkbox"/> 自動体外式除細動器等による実施体制の要件（要綱第3条第3号関係） ※該当する項目の□にチェック（レ印）を記すこと。
廃止（変更）の 具体的内容	
備 考	

(注) 廃止の場合は、とよはし市民救命の駅標章交付証及びとよはし市民救命の駅標章を添付すること。



## 応急手当セット

No.	資機材等名称
1	蘇生用マウスピース
2	感染防止用手袋
3	使い捨てマスク
4	カット綿
5	三角巾
6	サージカルテープ
7	消毒液
8	救急絆創膏
9	包帯・包帯止め
10	はさみ
11	綿棒
12	副木
13	固定テープ
14	体温計
15	救急アルミックシート
16	その他必要な資器材